

○伊達市条件付一般競争入札実施要綱

平成29年3月24日告示第29号

伊達市条件付一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する工事等（以下「工事等」という。）について、入札に参加する者の資格を定めて行う条件付一般競争入札を実施するにあたり、伊達市財務規則（平成18年伊達市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 条件付一般競争入札の対象は、本市における入札参加資格を有する建設業者を対象として発注する工事のうち、設計金額が130万円を超える工事（以下「対象工事」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 特殊な工法又は技術を必要とする工事等
- (2) 事故又は災害等により、緊急の対応を必要とする工事等
- (3) 多様な入札方式を考慮しなければならない工事等
- (4) 前各号に掲げるもののほか、条件付一般競争入札に付することが適当でない工事等

3 伊達市一般競争入札実施要綱（平成22年伊達市告示第55号）（以下「実施要綱」という。）により実施される工事及び随意契約により契約を締結する工事は除くものとする。

(入札参加形態)

第3条 前条の規定により対象工事を選定したときは、業者が当該工事に係る入札に参加する形態（以下「入札参加形態」という。）を定めるものとする。

2 前項の入札参加形態は、次の各号に掲げるいずれかとする。

- (1) 単体企業
- (2) 共同企業体
(共同企業体の結成)

第4条 共同企業体の結成方法は、伊達市共同企業体取扱要綱（平成22年伊達市告示第56号。以下「共同企業体取扱要綱」という。）の規定に基づき、公告により明らかにする。

(入札参加資格)

第5条 条件付一般競争入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 伊達市建設工事等入札参加資格者として、伊達市工事等の請負契約に

係る競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（平成18年伊達市告示第4号。以下「資格審査等要綱」という。）第5条に規定する工事等請負有資格業者名簿に登録されているものであること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (3) 伊達市建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成20年伊達市告示第14号。以下「措置要綱」という。）に基づく参加資格制限措置を受けている期間中ではないこと。
- (4) 対象工事の業種ごとに建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けている者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続廃止の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 入札参加形態が共同企業体の場合、共同企業体取扱要綱に規定する共同企業体であること。

2 次の各号に掲げる者は、同一の条件付一般競争入札（共同企業体により施工する工事に係るものを除く。）に参加することができない。

- (1) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に規定する子会社と親会社の関係にある場合又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合のいずれかに該当する者
- (2) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合若しくは一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合のいずれかに該当する者

3 工事の入札参加資格については、前項に定める事項のほか、次の各号に掲げるものの中から、必要に応じて定めることができるものとする。

- (1) 建設業法に規定する工事の種類に関すること。
- (2) 当該入札に参加する者の参加資格に関すること。
- (3) 当該入札に参加する者の事業所の所在地に関すること。
- (4) 当該工事と同種又は類似工事の施工実績に関すること。
- (5) 当該工事に配置を予定する技術者の資格に関すること。
- (6) その他必要な事項に関すること。

（入札参加資格の審議）

第6条 第2条及び第3条並びに第5条の規定に基づく入札参加資格の要件は、資格審査等要綱第3条に規定する競争入札参加者資格審査委員会（以下「資格審査委員会」という。）の審議を受けなければならない。

2 前項に規定する資格に係る要件は、資格審査委員会の審査を経たのち、市長の認定を受けるものとする。

(入札の公告等)

第7条 市長は、条件付一般競争入札に付そうとするときは、規則第162条に定める事項を公告するものとする。

2 前項の公告の内容は、掲示場に掲示するとともに伊達市ホームページに掲載するものとする。

3 規則第162条の規定に掲げる事項のほか、次に掲げる事項も併せて公告を行うものとする。

(1) 入札参加形態

(2) 共同企業体を結成する場合、各構成員に必要な資格要件

(3) 契約が議会の議決を要するものであるときは、その議決を得たときに契約が成立する事項

(4) 入札参加資格を有することの確認に関する事項

(5) 入札参加資格のないもの者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする事項

(6) その他必要な事項

3 公告は、公告した日から入札日まで行うものとし、その期間は原則として17日（伊達市の休日を定める条例（平成18年伊達市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を含む。）以上とする。ただし、予定価格が5千万円に満たない場合又は再度公告入札の場合は、5日を限度として短縮することができる。

(設計図書等の閲覧)

第8条 市長は、工事等に係る図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）を入札公告に示した方法により閲覧に供するものとする。

2 前項に規定する閲覧の期間は、公告の日から入札日の前日までとする。

3 設計図書等に対する質問は、競争入札設計図書等に関する質問書（様式第1号）（以下「質問書」という。）により作成し、公告に示す方法により財務部契約検査室が受け付けるものとし、その受付期間は、原則として公告の日から起算して5日間（休日を除く。）とするものとする。

4 市長は、前項の規定により質問があった場合には、質問書に対する回答を競争入札設計図書等に関する回答書（様式第2号）（以下「回答書」という。）により、速やかに回答するとともに、伊達市ホームページに掲載し、入札日の前日まで閲覧に供するものとする。

(現場説明会)

第9条 現場説明会は、行わないものとする。

(入札参加申請)

第10条 条件付一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、単体企業にあつては、条件付一般競争入札参加申請書（様式第3号の1）、共同企業体にあつては条件付一般競争入札参加申請書（様式第3号の2（以下「申請書」という。））及び伊達市共同企業体取扱要綱（平成22年告示第56号）第9条第2項の規定に基づく特定建設工事共同企業体協定書を、公告に示した入札参加申請期間内に財務部契約検査室へ申請しなければならない。

2 前項の申請書は、入札参加申提出期限を過ぎて申請したものは受け付けないものとする。

3 提出された申請書等は次に定めるところにより取り扱うものとする。

(1) 提出後の差し替え及び再提出は原則として認めない。

(2) 申請書の作成に係る費用は入札参加希望者の負担とする。

(3) 提出された申請書は返却及び公表を行わない。また、他の用途には使用しない。

(4) その他必要がある場合は市長が別に定める。

(入札保証金)

第11条 入札保証金の納付は、規則第165条の規定により免除するものとする。ただし、落札者決定の通知を受けた後に、契約しない場合には見積りに係る入札金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の5の相当する額を納めるものとする。

(入札の方法)

第12条 入札の方法は、来庁による入札とする。

(入札の執行等)

第13条 入札は、第10条第1項の申請がなされていることを確認のうえ、執行するものとし、入札回数は3回を限度とする。

2 入札の執行は、伊達市条件付一般競争入札心得（平成29年告示第28号）（以下「心得」という。）の規定に基づき入札を行うものとする。

(入札の無効等)

第14条 心得第7条第1項各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

2 心得第7条第2項各号のいずれかに該当する入札は、失格とする。

(入札の中止等)

第15条 市長は、心得第5条に違反した場合又は第6条に規定する事項に該当した場合は、入札を中止するものとする。

2 市長は、その他不正な行為等により公正な入札執行が困難と判断される場合は、入札を中止又は延期するものとする。

(開札)

第16条 開札は、入札公告に示す日時及び場所において行うものとする。

2 市長は、開札したときは、直ちに入札書を入札金額順に並べ、低い金額で入札した者から順に、記載事項を確認し、無効又は失格の入札を行った者があった場合には、当該入札参加者名及び当該理由を読み上げるものとする。

(落札候補者)

第17条 市長は、開札後、予定価格以下で最低制限価格以上の価格をもって入札した者(前条第2項の規定による失格又は無効の入札を行った者を除く。以下同じ。)(以下「落札候補者」という。)があるときは、この者のうち最低の価格で入札した者を落札候補者とし、落札を保留する。

(再度入札)

第18条 落札候補者が決定しない場合には、再度の入札を行うことができる。

2 再度入札に参加できる者は、初回入札参加者のうち失格又は無効の入札書を提出していない者とする。

(くじの実施)

第19条 第16条第2項の規定に基づく開札において、無効又は失格の入札を行った者を除き、最低価格の入札参加者が複数ある場合は、直ちにくじにより決定するものとする。

(入札参加資格の事後審査)

第20条 入札参加資格の確認については、入札参加希望者の入札手続の負担軽減及び入札事務の効率化を図るため、入札後に最低価格入札者等から順に入札参加資格が確認できるまで審査を行う事後審査方式により行うものとする。

(入札参加資格確認書類)

第21条 市長は、落札候補者の入札参加資格を確認するため、開札し、落札決定を保留した後、落札候補者に対して条件付一般競争入札参加資格確認書類及び必要な書類(以下「入札参加資格確認書類」と総称する。)を提出することを指示するものとする。

2 前項に規定する指示を受けた落札候補者は、指示を受けた日から起算して3日以内(休日を除く。)に入札参加資格確認書類を提出しなければならない。

3 落札候補者が前項に規定する期間内に入札参加資格確認書類を提出しないとき又は入札参加資格確認のために行う指示に従わないときは、当該入札は無効とする。

4 入札参加資格確認書類の主なものは、次のとおりとする。

- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書(様式第4号)
- (2) 条件付一般競争入札参加資格確認資料総括表(様式第5号)
- (3) 同種工事施工実績書(様式第6号)
- (4) 配置技術者経歴書(様式第7号)
- (5) その他必要な書類

5 前項の入札参加資格確認書類は、共同企業体にあつては構成員ごとに作成する。

(入札参加資格の確認)

第22条 市長は、落札候補者を決定したときは、落札候補者が入札参加資格を有しているかの確認をしなければならない。

2 前項の確認は、入札参加資格を有する者が確認できるまで行うものとする。この場合において、入札参加資格がないと認める者があったときは、速やかに次順位の落札候補者に電話等確実な方法により通知しなければならない。

3 前項の確認は、開札日又は次条で定める入札参加資格確認書類が提出された日から起算して3日以内（休日を除く。）に行わなければならない。

(入札参加資格の審査)

第23条 財務部長は、入札参加資格要件に基づき、落札候補者が当該要件を有していることの審査を行い、条件付一般競争入札参加資格確認一覧表（様式第8号）及び工事等入札結果調書（様式第9号）により、市長に報告しなければならない。

2 財務部長は、入札参加資格の確認について別に定める場合にあっては、資格審査委員会の審議を受けなければならない。

3 入札参加資格要件の審査は、入札参加資格確認書類の提出された日から起算して原則として5日以内（休日を除く。）に行わなければならない。

(入札参加不適格の通知)

第24条 市長は、落札候補者が入札公告に示す入札参加資格要件を有していないことを確認したときは、当該落札候補者に対し速やかに理由を付し、条件付一般競争入札参加資格不適格通知書（様式第10号）により通知しなければならない。

2 前項の通知に不服がある落札候補者は、当該通知を受けた日から起算して原則として3日以内（休日を除く。）に、その理由について条件付一般競争入札参加資格不適通知に対する理由説明請求書（様式第11号）により説明を求めることができるものとする。

3 市長は、前項の説明を求められたときは、説明を求められた日から起算して原則として6日（休日を除く。）以内に、当該落札候補者に対し書面により回答するものとする。

4 市長は、前項の規定による回答に対し、落札候補者から再度説明請求があり、回答する場合には、資格審査委員会に意見を求めることができるものとする。

(落札決定までに入札参加資格を失った場合)

第25条 落札候補者が落札決定までに入札参加資格を失ったときは、初めから入札参加資格がなかったものとみなすものとする。

(落札者の決定)

第26条 市長は、第23条の審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有することを確認したときは、速やかに当該落札候補者を落札者として決定しなければならない。

2 落札者を決定したときは、速やかに当該落札者に電話等確実な方法により連絡し、

落札決定通知書（様式第12号）により通知しなければならない。

3 前項以外の入札参加者への落札者決定の通知は、伊達市公共工事の入札及び契約の適正化のための入札等の公表に関する実施要綱（平成18年伊達市告示第6号）の規定による当該入札結果の公表をもってこれに代えるものとする。

（その他）

第27条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

（ 別紙参照 ）

様式第2号（第8条関係）

（ 別紙参照 ）

様式第3号の1（第10条関係）

（ 別紙参照 ）

様式第3号の2（第10条関係）

（ 別紙参照 ）

様式第4号（第21条関係）

（ 別紙参照 ）

様式第5号（第21条関係）

（ 別紙参照 ）

様式第6号（第21条関係）

（ 別紙参照 ）

様式第7号（第21条関係）

（ 別紙参照 ）

様式第8号（第23条関係）

（ 別紙参照 ）

様式第9号（第23条関係）

（ 別紙参照 ）

様式第10号（第24条関係）

（ 別紙参照 ）

様式第11号（第24条関係）

（ 別紙参照 ）

様式第12号（第26条関係）

（ 別紙参照 ）